

## 国家戦略特区法の規制の特例措置の全国展開(H28.4.1 施行)について

平成28年3月31日 内閣府地方創生推進室

### 1. 平成28年4月1日から全国展開する規制の特例

- ①シルバー人材センター特例（法第24条の2） …高齢者雇用法改正で全国展開
  - ②農業生産法人の役員要件の緩和特例（法第18条） …農地法改正で全国展開
- ※全国展開に伴い、①、②に係る特区法の規定は削除となる。

### 2. シルバー人材センター特例について

#### (1) 経緯

- 特区法改正(H27. 9. 1 施行)によりシルバー人材特例が追加。
- 養父市(H27.9)と仙北市(H27.10)において本特例を盛り込んだ区域計画が認定。
- H27.11.27 の WG で、厚労省から高齢者雇用法の改正概要について説明。

#### (2) 改正高齢者雇用法と特区法特例の内容

	改正高齢者雇用法 (シルバー特例の全国展開)	シルバー人材センター特例 (国家戦略特区法)
手続	・都道府県知事による指定 (市町村ごとに業種・職種を指定可) ・厚労大臣に協議	・区域会議による区域計画の策定 ・厚労大臣の同意 ・区域計画の総理大臣認定
要件	・高年齢退職者の就業の機会の確保に相当程度寄与することが見込まれること ・労働力の需給の状況、同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮した基準(※)に適合すること	・高年齢退職者の就業の促進を図る事業であること ・労働力需給の状況、同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響に配慮すること
事業	・派遣事業、職業紹介事業	・派遣事業
経過措置	・特区法で特例を活用している場合(養父市、仙北市)、都道府県知事の指定なく派遣事業、職業紹介事業に業務範囲の拡張ができる。 (なお、両市から知事に通知を発出することとされている。)	

※国家戦略特区法と同様、事業者の利益を不当に害しないこと、労働者の雇用機会に著しい影響を与えないことについて、シルバー人材センター、事業者、労働者から意見聴取。

#### (3) 対応(案)

改正高齢者雇用法が、特区法のシルバー人材センター特例の全国展開であることを踏まえ、下記の点を厚労省から確認し、運用通知等で明記させることとしてはどうか。

- 「要件」が、国家戦略特区法と同様か、より緩やかな基準となっていること。
- 「市町村の発意」に対し、都道府県が指定の遅延や拒否することを禁止する。

#### (参考) 農業生産法人の役員要件の緩和(農地法の特例、初期メニュー)について

- ・農作業に従事する役員を1人以上(本則は過半数)で足りるとするもの。
- ・農協改革法に伴う農地法改正(H27.8 成立)で全国措置化(H28.4.1 施行)。
- ・全国措置化で、農作業従事要件は役員に加え重要な使用人(農場長等)でもよいことに。

## 国家戦略特区法における高齢法の特例に係る取組に対する評価 及び全国的に措置することの趣旨について

- 1 シルバー人材センターのいわゆる「臨・短・軽」要件の緩和については、日本再興戦略改訂 2015において「…シルバー人材センターの職域拡大等の機能強化を行うことを通じて、高齢者が活躍する機会の拡大を図る」ととされていたところ。
- 2 国家戦略特区の取組については、兵庫県養父市からの提案を受け、平成 27 年 9 月 1 日に施行された改正国家戦略特別区域法において、労働者派遣事業の要件を緩和する高齢法の特例が設けられ、その後、兵庫県養父市及び秋田県仙北市において、本特例が活用されることとなった。  
全国に先駆けて措置された両区域における具体的取組はこれからではあるが、国家戦略特区における取組が注目を集め、特区以外の自治体等からの要望の契機となったものと評価できる。これまでに、シルバー人材センターの会員である高齢者や発注者の希望等を踏まえ、全国のシルバー人材センターのほか、地方自治体からも緩和の要望が寄せられているところである。  
【要望元】全国市長会、徳島県、福岡県小郡市、佐賀県鳥栖市及び基山町、高知県
- 3 また、平成 26 年 11 月の「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」においては、「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策の一つとして、「…シルバー人材センターの「臨時的」「短期的」「輕易」という業務範囲限定の要件緩和など、地域の実情に応じた高齢者の社会参加を促進するための制度の見直しを検討する。」ことが位置付けられた。
- 4 平成 27 年 12 月に取りまとめられた厚生労働省労働政策審議会の建議（「今後の高齢者雇用対策について（平成 27 年 12 月 25 日）」）においても、「高齢者の多様な就業ニーズを踏まえた就業機会を確保していく上で、シルバー人材センターの機能強化を図ることは重要」とされ、将来我が国の必要な労働力が減少していくことが懸念される中で、より長く働きたい高齢者の就業ニーズ等にも対応することができるよう、職業紹介事業及び労働者派遣事業については、他の事業者や労働市場への影響に配慮した上で要件を緩和することが適当である旨の報告がなされているところ。
- 5 これらを踏まえ、高齢者雇用安定法を改正し、都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等においては、職業紹介事業・労働者派遣事業について、週 40 時間までの就業を可能にする仕組みを全国的な制度として設けることとしている。

特区法のシルバー人材の特例は、市町村の発意により区域計画に定めることで特例が活用可能であるところ。

今回の高齢法改正による措置では、特例の適用条件が区域会議の決定から都道府県の指定になる。この場合であっても、特区の特例の全国展開であることを踏まえれば、「市町村の発意が、都道府県の指定により遅延、あるいは拒否されることがないこと」（指定要件を満たしていることを前提）は担保されるのか。

（厚労省回答）

- 国家戦略特区法では、区域会議を開催し都道府県知事を含む区域会議の構成員全員の合意により作成された区域計画が、厚労大臣の同意を経て、内閣総理大臣の認定を受けることにより特例の活用が可能であるところ。
- 今回の高齢法改正では、都道府県知事が厚労大臣の協議（同意は不要）を経て、市町村の区域ごとに業種及び職種を指定することにより、派遣に加え職業紹介についても、地域の実情に応じて柔軟に臨短軽の業務範囲を拡張することを可能としているところ。
- 改正後も、国家戦略特区法における要件と同様に、労働力需給の状況や同種の業務を営む事業者の事業活動に与える影響等を考慮して定める基準に適合する場合には、市町村からの発意を契機として指定することも可能である。
- なお、シルバー人材センター業務を実施する法人の指定や監督に係る事務を所管する都道府県知事が、業務範囲を拡張する業種及び職種の指定についての基準適合性を判断することとなるが、当該指定についての対外的な説明責任が求められるところであり、市町村の発意を契機とすることを理由として、都道府県知事が指定の手続を遅延、拒否する等の行為に及ぶことはあってはならない。